

県ガイドライン案 意見照会取りまとめ

No.	頁	項目	ご意見の趣旨《要旨》	県の考え方
1	3	はじめに	地域展開の目的が「子どものスポーツ等の機会の確保」であれば、表記を「生徒」ではなく「子ども」とすべきではないか。	標題及び改革の理念につきましては、「子ども」としていますが、内容につきましては、公立の中学校等を対象としているため、国と同様に「生徒」としています。
2	3	はじめに 本ガイドラインの対象	県のガイドラインをもって、市町村のガイドラインと考えると良いのか。 市町村は、ガイドラインではなく、「方針」を策定する必要があるのか。 また、市町村が策定している学校部活動の在り方に関する方針もバージョンアップをする必要があるのか。	各市町村のガイドラインとしてご活用いただくことは問題ありませんが、今後、市町村等で推進計画等を策定することで地域クラブ活動の認定を行うことができます。 また、第4章を学校部活動に関する方針としているため、内容を参考に既存の部活動方針を修正等していただきたいと考えています。
3	4	第1章 1 改革の理念	本ガイドラインは国のガイドラインを踏襲しており、生徒の意見が十分に反映されているように感じられない。 また、夢育をはじめ、岡山県独自のガイドラインとなるよう検討すべきではないか。	本ガイドライン策定にあたって、生徒に意見照会はしていませんが、部活動の地域展開等にあたっては、アンケート調査の実施等により生徒のニーズを的確に把握し、活動に反映させるほか、目標を生徒自身で決める主体的参画を促すことで、生徒の意見を反映することとしています。 また、夢育については、御意見の趣旨を踏まえ、次のとおり追記します。 【追記】 ●子どもたちが、夢を育みながら、それに挑戦していく経験を通して、「意欲」や「自信」などを育む上で、スポーツ・文化芸術活動は重要。
4	5	第1章 3 改革の方向性 (1) 基本方針	国のガイドラインでは「都道府県においては、広域自治体として改革に向けたリーダーシップを発揮し」と示しているが、県のガイドラインでは「連携した取組を推進」にとどまっている。「旗振り役」はしないのか。	指導者のさらなる確保を進めるとともに、指導者の資質向上に向けた研修会を開催します。また、市町村が認定した地域クラブの活動費等への支援を行うとともに、市町村や関係団体との連絡会等を通じ、課題の共有や好事例の横展開を図りながら、受皿となる地域クラブ活動の環境整備に取り組みなど、改革の主体となる市町村と一体となって、それぞれの地域の実情に応じた地域展開の実現を目指します。
5	10	第3章 1 推進体制の整備 (2) 県・市町村等・地域クラブの運営団体・実施主体の役割分担	市町村が改革の責任主体と記載されているが、部活動改革に伴う法律・規則において、市町村に改革の責任及びその他法的義務を負わせることができる法的根拠はあるのか。 市町村は、実施主体という表現が適切ではないか。	本ガイドラインでの「市町村が改革の責任主体」との記載には、法的根拠はありません。 市町村が部活動改革の「責任主体」であることは、国のガイドラインに基づくものであり、県と市町村が一体となって、円滑な改革推進に努めていきます。
6	5	第1章 3 改革の方向性 (1) 基本方針	市町村が改革の責任主体と記載されているが、部活動改革に伴う法律・規則において、市町村に改革の責任及びその他法的義務を負わせることができる法的根拠はあるのか。 市町村は、実施主体という表現が適切ではないか。	本ガイドラインでの「市町村が改革の責任主体」との記載には、法的根拠はありません。 市町村が部活動改革の「責任主体」であることは、国のガイドラインに基づくものであり、県と市町村が一体となって、円滑な改革推進に努めていきます。
7	10	第3章 1 推進体制の整備 (2) 県・市町村等・地域クラブの運営団体・実施主体の役割分担	市町村が改革の責任主体と記載されているが、部活動改革に伴う法律・規則において、市町村に改革の責任及びその他法的義務を負わせることができる法的根拠はあるのか。 市町村は、実施主体という表現が適切ではないか。	本ガイドラインでの「市町村が改革の責任主体」との記載には、法的根拠はありません。 市町村が部活動改革の「責任主体」であることは、国のガイドラインに基づくものであり、県と市町村が一体となって、円滑な改革推進に努めていきます。
8	5	第1章 3 改革の方向性 (1) 基本方針	・着実に改革を進めることが重要。 ・関係団体と連携した取組を推進。 どちらも重要と考えるので、「推進」を「推進することが重要」にすべきではないか。	どちらも重要であります。県の「推進」は、必ず推進するとの意で、「重要」をつけておりません。市町村等は地域の実情に応じて進めていただきたく、「重要」としています。
9	5	第1章 3 改革の方向性 (2) 改革期間及び取組方針（休日・平日）	県として令和13年度に、どのようなカタチになっていることを目指すのか。 “地域展開が実現”できた姿を先ず具体的に明確にする必要があるのではないかと。 目標を具体的に示すうえで、基本的なスケジュールやロードマップ等を作成することによって今後の地域展開の推進に踏み出せるのではないかと。	令和13年度には全ての市町村において、原則、休日の全ての学校部活動の地域展開の実現を目指します。 目標等を含め、市町村が推進計画等を策定し、地域展開を進めていくこととなります。
10	5	第1章 3 改革の方向性 (2) 改革期間及び取組方針（休日・平日）	6年間で何を变えようとしているのかを示されていない。適正な公的支援や大会の運営方法など抜本的な改革が必要だが、誰が責任をもって実行していくのか。	市町村が改革の責任主体となり、令和13年度には全ての市町村において、原則、休日の全ての学校部活動の地域展開の実現を目指します。
11	5	第1章 3 改革の方向性 (2) 改革期間及び取組方針（休日・平日）	「特殊な事情により地域展開に困難を伴う場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進」とあるが、部活動指導員が配置されると、その間地域展開が進まなくなるのではないかと。	学校部活動を取り巻く状況や地域資源等の状況が異なるため、部活動指導員の配置等を行いながら、地域の実情に応じた多様な改革を進めていただきたくと考えています。
12	5	第1章 3 改革の方向性 (2) 改革期間及び取組方針（休日・平日）	平日の学校部活動を残すのか、残さないのか、姿勢があいまいである。残すのであれば、働き方改革は実現可能とは思えない。	国のガイドラインでは、改革実行期間前期で、国が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証を行った上で、令和10年度の中間評価の段階で改めて取組方針を策定し、更なる改革を推進するとされています。 市町村等において、改革実行期間中に、地域の実情等に応じた取組に着手していただきたくと考えています。

No.	頁	項目	ご意見の趣旨《要旨》	県の考え方
13	5	第1章 3改革の方向性 (3)留意事項	既に活動している地域クラブ活動があるので、そのクラブに配慮した改革を進めるべきではないか。	御意見の趣旨を踏まえ、次のとおり追記します。 【追記】 なお、地域や競技、分野ごとに置かれている状況や課題が異っており、県内では、これまで様々な活動が行われてきたことに留意する必要がある。
14	5	第1章 3改革の方向性 (3)留意事項	受益者負担の水準について、支払い頻度や活動回数(月額、週1回等)を記載すべきではないか。	御意見の趣旨を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 ●受益者負担の水準については、市町村等間で大きなばらつきが出ないようにするとともに、生徒の活動機会を保障する観点から、1,000円～3,000円程度に設定。 【修正後】 ●受益者負担の水準については、市町村等間で大きなばらつきが出ないようにするとともに、生徒の活動機会を保障する観点から、月額1,000円～3,000円程度(週1回・月4回程度)に設定。
15	5	第1章 3改革の方向性 (3)留意事項	市町村間で格差が出ないよう、県としてより実効性のある支援策等を明記すべきではないか。	令和8年度から、県として、新たに認定地域クラブの活動費等への支援を行うことにしています。
16	5	第1章 3改革の方向性 (3)留意事項	一方的に市町村に財政負担を強いることなく、県の負担により措置を行うことが適当と考えるので、「町を通じて県の補助金制度等を活用し」を加えるべきではないか。	
17	8	第2章 2地域クラブ活動に関する認定制度	市町村等が認定するようになっているが、認定の仕方は、認定会議等をもって決定することとなるのか。また、認定地域クラブについては、県へ報告する必要があるのか。	認定方法については、本ガイドライン別冊資料①「地域クラブ活動に関する認定制度」を参考に、各市町村において決定してください。 認定時には県への報告は必要ありませんが、認定地域クラブ活動に係る補助金申請時にはクラブ名の記載が必要です。
18	8	第2章 2地域クラブ活動に関する認定制度	地域クラブ活動において、教育的意義の継承、活動時間や休養日、適切な指導の実施などの認定要件が守られていることについて、どこが、どのように監督し、指導するのか。	各市町村が必要な指導助言等を行うこととなります。
19	8	別冊資料①「地域クラブ活動に関する認定制度」 2認定要件	認定要件が複雑すぎるのではないか。また、地域クラブの立ち上げや運営に支障が生じ、地域展開の停滞につながるのではないか。	認定要件は国が定めており、地域の実情に応じて要件の追加はできますが、削減はできないこととなっています。
20	8	別冊資料①「地域クラブ活動に関する認定制度」 2認定要件	中山間地域では、指導者の確保が困難であるため、研修会に出席しやすいよう、おかやまスポーツナビ等を活用すべきではないか。	県の研修会は、希望者が参加しやすいよう県内3か所での開催を企画しており、引き続き、参加しやすい方法を検討してまいります。
21	8	別冊資料①「地域クラブ活動に関する認定制度」 2認定要件	複数の市町村を対象区域とする地域クラブは、県が認定すべきではないか。	複数の市町村を対象とする場合、市町村が共同で委員会や協議会などを立ち上げ、当該組織において認定する仕組みを設けることが可能です。
22	9	第2章 2地域クラブ活動に関する認定制度	認定されていない地域クラブ活動の取扱いについても記載すべきではないか。	認定申請は義務ではないことから、記載しておりません。
23	10	第3章 1推進体制の整備 (1)県及び市町村等における体制整備	県の実施する取組の記載がないため、「県及び」を削除すべきではないか。	1(1)の枠内に、「県及び」の記載を追記することにします。 【修正前】 ●市町村等において、教育、 【修正後】 ●県及び市町村等において、教育、
24	10	3章 1推進体制の整備 (3)地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携	幅広く指導者の確保を目指すとしているが、指導者不足により、本当は指導者になりたくない教師へ無言の圧力がかかることを懸念している。	教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことを確認した上で、兼職兼業を許可する必要があります。
25	10	第3章 1推進体制の整備 (3)地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携	地域クラブ活動からの情報発信を中学校が受ける形になっているが、情報共有は相互に図るべきではないか。	御指摘のとおり、双方向での情報共有が必要と考えています。 本ガイドライン11ページの「学習指導要領の一部改訂(令和6年12月)の概要」参照
26	10	第3章 1推進体制の整備 (3)地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携	平日の指導内容と週末の指導内容が異なる場合、生徒が戸惑う可能性があるのではないか。また、誰が中学校と地域クラブとの連携を行う方向で検討しているのか。	地域クラブ活動は、学校との関係が切り離されるものではなく、生徒が所属する中学校等との適切な連携を図ることが重要であることから、認定要件にあるとおり、運営団体等や市町村、学校が、地域クラブと活動方針・活動状況等の情報共有を行いながら、取り組んでいただきたいと思います。

No.	頁	項目	ご意見の趣旨《要旨》	県の考え方
27	13	第3章 2 各種課題への対応 (2) 指導者の確保・育成	「技術は高いが教育的な配慮が欠ける」「ハラスメントへの意識が低い」指導者が関わることが懸念される。	認定地域クラブにおいては、市町村が認定を行った「認定地域クラブ活動指導者」が指導を行うこととなります。その指導者になるためには、国が定めた不適切行為への対応等の研修を受講することが必要です。
28	13	第3章 2 各種課題への対応 (2) 指導者の確保・育成	認定地域クラブ指導者の専門性はどの程度求めるのか。(各競技団体・日本スポーツ協会等の公認資格等)	本ガイドライン「別冊資料①地域クラブ活動に関する認定制度」において、認定地域クラブ活動指導者の登録要件を示しているところであり、県ではガイドラインのメニューに沿った研修会を開催することとしています。
29	15	第3章 2 各種課題への対応 (3) 活動場所の確保 ①基本的な考え方	外部団体に学校施設を貸し出す際の手続きについては、より厳格にすべきではないか。 土日を含め、借用団体へは対面で鍵の受け渡し(返却を含め)ができる制度設計が必要ではないか。	活動場所については、学校施設をはじめとした活動場所の効果的・効率的な管理等に取り組むことが必要であり、学校施設の貸し出しについては、学校教育に支障のない限り、各学校で判断していただきたいと考えます。 令和6年11月25日付け、教保振第140号「岡山県立高等学校等体育施設地域開放推進事業」における今後の対応についてのとおりです。
30	16	第3章 2 各種課題への対応 (5) 生徒の安全・安心の確保	地域クラブ活動中に、学校施設の破損などの事故や、生徒指導上の問題が発生した場合、どこが責任を持って対応するのか。	地域クラブ活動の運営上の瑕疵に起因する事故等については、本ガイドライン「別冊資料②部活動の地域展開等に関する参考資料」において記載のとおりです。
31	16	第3章 2 各種課題への対応 (5) 生徒の安全・安心の確保	保険への加入は必須項目とすべきであり、県の補助による市町村の加入できる保険を創設すべきではないか。	スポーツ安全保険の活用が望ましいと考えています。
32	16	第3章 2 各種課題への対応 (5) 生徒の安全・安心の確保 ①基本的な考え方	不適切行為の防止等の徹底に向けた、厳格な認定手続等が必要ではないか。	指導者として登録を受けようとする者は、不適切行為への対応等に関する研修の受講が必須であり、生徒の安全の確保のため、申請時に誓約書等を提出することが必要となります。
33	16	第3章 2 各種課題への対応 (5) 生徒の安全・安心の確保	ガイドラインに、体調面のことや睡眠や学習時間の確保について記載することも必要ではないか。	国が示す認定地域クラブ活動の認定要件において、生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう休養日や活動時間を設定することとされているため、実際の活動にあたっては、生徒の体調面や睡眠時間、学習時間等に配慮するものと考えています。
34	19	第3章 2 各種課題への対応 (6) 障害のある生徒の活動機会の確保	障害などの特性を有する子どもが参加する際、個別の支援体制が組みにくいのではないか。	障害の有無に関わらず、共に活動できる環境整備が必要であることから、地域クラブ活動の指導者が障害などの特性を有する生徒への指導方法等について理解を深めるよう、研修会等を通じて、障害などの特性の理解促進に努めてまいります。
35	27	第4章 3 適切な活動時間・休養日等の設定	「休日に2日間連続で活動可能」とすると、教員の負担増につながる。休養日の原則と矛盾しないよう、適切な運用を担保できるのか。	週合計11時間内のルールで平日の活動時間を抑制し、部活動指導員の配置・活用により、教師の指導や運営負担を軽減しつつ柔軟に運用します。
36	27	第4章 3 適切な休養日・活動時間等の設定	資料内の「活移動時間」という表記は誤字ではないか。	「活動時間」に修正します。 【修正前】 活移動時間 【修正後】 活動時間
37	28	第4章 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備 <学習指導要領解説の一部改訂の概要>	「複数のスポーツや文化・科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるよう配慮すること」という方針は現状と乖離しており、ある程度具体的に地域移行が進んで初めて検討できる部分ではないか。	部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることから、生徒の様々なニーズに対応できるよう段階的に取組を進める必要があると考えています。
38	30	第5章 1 生徒の大会等の参加機会の確保	大会参加の補助金は、市町村主催の大会を除き、県が負担すべきではないか。	地域展開を踏まえ、令和7年度より県内で開催される主に中学生以上を対象とした西日本規模以上の大会の運営を支援するなど、地域クラブ活動の充実を図っているところであり、まずは、取組の効果等を検証してまいります。
39	30	第5章 1 生徒の大会等の参加機会の確保	「地域クラブ活動から参加する場合、学校を出席扱いとできることに留意」とあるが、認定地域クラブ活動以外の地域クラブ活動も出席扱いと理解したらよいのか。	教育上有意義であると認められる場合には、認定を受けていない地域クラブも含めて出席扱いとすることも可能です。
40	30	第5章 1 生徒の大会等の参加機会の確保	大会参加規程の見直しについては、具体的にどのような項目を想定しているのか。また、認定地域クラブ活動の合同参加の枠組みは検討しているのか。	大会参加規程は、県中体連等の大会主催者が定めるものでありますが、認定地域クラブが参加しやすいよう、見直されることが望ましいと考えています。
41	31	第5章 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備 (2)大会運営への従事	現在中体連や中文連、各協会が主催する大会は、教員の業務外の準備・運営により成立しており、教員が審判や役員を担わないと生徒は大会に出られない活動もあるため、この体制を根本から見直す必要がある。	持続可能で効率的な運営の在り方について、中体連や中文連、各協会に働きかけるとともに、国において大会運営を外部委託する研究事業を実施することから国の動きを注視してまいります。

No.	頁	項目	ご意見の趣旨《要旨》	県の考え方
42	32	第6章 1 教師等の兼職兼業	教師の兼職兼業について、文科省の手引きだけでなく、すでに作成済みの「岡山県版ひな型」を参考にすべきと考える。	文科省の手引きだけでなく、岡山県版の「地域クラブ活動において休日の指導を希望する場合の兼職兼業の申請について」も参考にするように修正します。 【修正前】 県教育委員会が示す規程のひな型を参考に、速やかに関係規程等の整備を行うこと。 【修正後】 県教委が示す「地域クラブ活動において休日の指導を希望する場合の兼職兼業の申請について」を参考に、速やかに関係規程等の整備を行うこと。
43	32	第6章 1 教師等の兼職兼業	教職員等の兼職兼業の円滑化がいち早く進まなければ、学校として指導者の確保への協力は難しいと感じる。	県教委では、地域クラブ活動において休日の指導を希望する場合、円滑に兼職兼業の申請を行うことができるよう、その申請方法等を示しており、市町村教委に対しても必要に応じて活用していただけるよう送付しております。今後も、申請が円滑に進められるよう、市町村教委と引き続き連携してまいります。
44	32	第6章 2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等	教師の採用や人事における部活動指導の評価について、「過度に評価することのないよう」という表現は意欲ある教員を否定するように見え、不適切ではないか。	「過度に評価することのないよう」という表現は、教科指導や生徒指導、学級経営等の職務を総合的に評価する必要があるという表現であり、部活動指導のみが突出して評価されないための配慮となっています。そのため、本ガイドラインの表現をそのまま記載しますが、市町村教育委員会にその趣旨を周知してまいります。
45	32	第6章 2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等	「●また、初任者研修等に十分な時間を確保することが求められる新規採用の教師や、育児や介護等の事情を抱える教師の部活動指導業務への従事に配慮。」と記載すると、様々な事情を抱える教員に部活動指導をさせるように受け取られるのではないか。	様々な事情を抱える教師に過度な負担が生じないように、「配慮」の内容が「指導の免除や軽減」であることをより明確にするため、次のとおり修正します。 【修正前】 ●また、初任者研修等に十分な時間を確保することが求められる新規採用の教師や、育児や介護等の事情を抱える教師の部活動指導業務への従事に配慮。 【修正後】 ●また、初任者研修等に十分な時間を確保することが求められる新規採用の教師や、育児や介護等の事情を抱える教師の部活動指導業務への従事が過度な負担とならないよう配慮。
46	33	第6章 3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の扱い	33ページ「高等学校入学者選抜における取扱い」についても、32ページ2と同様に「過度に」生じることがないように修正すべきではないか。	学校部活動と地域クラブ活動において、高等学校入学者選抜における取扱いに差が生じないよう、本ガイドラインの表現をそのまま記載します。
47	-	全般	顧問の教職員では指導が困難なため、県が公認指導員などの有資格者を「地域部活動指導者」として優先的にマッチング・登録する仕組みを作るべきではないか。	人材バンク「おかやまスポーツナビ」において、マッチングできるシステムを運用しているとともに、J S P O等の公認指導者資格の有無についても登録できます。 マッチングについては、指導者を必要とする団体が直接連絡を取る仕組みとなっています。
48	-	全般	競技団体は、地域クラブの運営団体・実施主体になることができるのか。	競技団体が運営団体・実施主体として地域クラブ活動を行うことができます。
49	-	全般	地域展開は高等学校も含めて行うのか。	本ガイドラインは、公立中学校等を対象としています。
50	-	全般	地域によって格差があるが、すべての地区で平等に活動機会を確保できるのか。また、参加費や送迎などの家庭の負担が増え、地域クラブに参加できる生徒とできない生徒で、家庭間格差が生じるのではないか。	県として、市町村が認定した地域クラブの活動費等への支援を行うこととしており、引き続き市町村や関係団体との連絡会等を通じ、課題の共有や好事例の横展開を図りながら、市町村と一体となって、それぞれの地域の実情に応じた地域展開の実現を目指してまいります。 また、認定地域クラブ活動は、部活動と比較して参加費等の負担はありますが、可能な限り低廉な金額となるよう本ガイドラインに明記しており、令和8年度から、経済的困窮世帯への支援が行われることとなっています。
51	-	全般	認定されなかった場合、どう対応するのか。	公的支援などは受けられませんが、これまでどおりの活動を行うことはできます。
52	-	全般	指導員の研修では、勝敗に価値を置かず、ひとりひとりの子どもの成長に目を向けた、丁寧な指導が望ましい。 子どもの個性を伸ばすことにも力を入れていただきたい。	地域クラブ活動は、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保充実し、生涯にわたってスポーツや文化芸術と豊かに関わる力を身につけることを目指した活動であり、地域クラブの指導者向け研修等でも周知徹底するとともに、上記の理念のもと地域展開の取組を進めていきます。
53	-	全般	学校外の活動である地域クラブ等に関する部分については、在籍校での呼称である「生徒」ではなく、「子ども」と表記する方が適切ではないか。	本ガイドラインは公立の中学校の生徒の活動を主な対象としていることから、国が記載しているとおり、わかりやすく「生徒」と表記いたします。